

保育所利用に関する認定の事由について

保育所は、保護者の就労などにより家庭で保育ができない場合に児童を預ける施設です。そのため、利用できるのは下表のいずれかにあてはまる家庭であって、また、保育が出来ないという証明が必要となります。

また、それぞれの事由や状況によって利用できる時間（標準時間、短時間）が変わりますので、ご承知ください。

※標準時間：1日11時間程度、短時間：1日8時間程度

必要事由	事由内容	必要書類	利用可能認定	
			標準時間	短時間
就労	月平均120時間以上の就労をしている。 月平均48時間以上就労しており、かつ、就労時間が短時間の時間設定に合わない。	就労証明書	○	○
就労	月平均48時間以上の就労をしている。	就労証明書	×	○
妊娠・出産	妊娠中である。または産後間もない。 ※産前または、産後8週の日月末までに入園されている児童は継続して9ヶ月までは保育園を利用出来ます。	・家庭状況証明書 ・母子手帳の写し ※出産予定日が分かるもの	○	○
病気・けが	保護者が病気または負傷している。	・家庭状況証明書 ・診断書	○	○
障がい	保護者に障がいがある。	・家庭状況証明書 ・障がい手帳の写し等	○	○
介護・看護	身内等に介護・看護が必要な者がいる。	・家庭状況証明書 ・被介護者、看護者の診断書	○	○
就学	就学している。 職業訓練校等における職業訓練を含む。	・家庭状況証明 ・在学証明 ・スケジュールの分かるもの	○	○
育児休暇	すでに保育園を利用している場合であって、2子以降の育児休暇取得中に継続して保育園に預ける。	・就労証明書 ※休暇取得欄に期間を記入すること	×	○
災害復旧	被災し、復旧をする。	・家庭状況証明書 ・罹災証明書	○	○
その他	その他町長が認める場合	担当者にご確認ください		

※育児休暇から復帰される方は、復帰日の1週間前から入園できます。それ以前から慣らし保育を希望される場合は、一時預かりをご利用ください。